

令和6年度 総合評価方式の評価項目の内容、評価基準及び配点

評価の観点	評価項目	評価細目	評価内容	企業評価型		実績評価型	施工計画型	技術提案型	評価基準	企業評価型		実績評価型	施工計画型	技術提案型	備考			
				通常型	若年・女性技術者育成型					通常型	若年・女性技術者育成型							
技術提案	1. 総合的なコスト、工費削減に関する事項 2. 工費削減の品質確保に向けた施工方法等に関する事項 3. 環境・安全対策等、社会的要請に関する事項 4. 得られたる品質確保に資する方策に関する事項	「1」のうち、「環境・安全対策等、社会的要請に関する事項」として、地球温暖化防止対策（CO <sub>2</sub> 排出削減等）は必ず実行する。ただし、「環境・安全対策等、社会的要請に関する事項」として、地球温暖化防止対策（CO <sub>2</sub> 排出削減等）は必ず実行する。 4. 得られたる品質確保に資する方策に関する事項は、構造物の耐久性向上対策や完成後の点検・診断・維持補修等の費用性・確実性の向上対策など、得られたる維持管理等に有効な提案を評価する。	共通仕様書等に記載された事項等における要求内容について、技術的な工夫等の提案を的確な管理の下で提案に履行されるよう、マネジメント※1に取り組みを評価。（※：①施工計画書の記述（文書化）②計画に基づく実施③自主検査（検証）④報告書提出（記録可能性）を実施）	-	-	-	-	175	評価項目について、有効な提案あり	-	-	-	-	175				
				-	-	-	-	0	上記以外	-	-	-	-	0				
				5. 本体構造物等の品質管理方法の適切性		主要機材の品質管理対策（管轄）	共通仕様書等に記載された事項等における要求内容について、的確な管理の下で確実に履行されるよう、品質・安全・環境マネジメント※1に取り組みを評価。（※：①施工計画書の記述（文書化）②計画に基づく実施③自主検査（検証）④報告書提出（記録可能性）を実施）	-	-	-	20	評価項目について、全てに有効な提案あり	-	-	-	20		
						施工の品質管理対策（管轄）		-	-	-	10	評価項目について、1つの項目に有効な提案あり	-	-	-	10		
施工計画	6. 安全対策に関し配慮すべき事項への適切性	安全監視	共通仕様書等に記載された事項等における要求内容について、的確な管理の下で確実に履行されるよう、品質・安全・環境マネジメント※1に取り組みを評価。（※：①施工計画書の記述（文書化）②計画に基づく実施③自主検査（検証）④報告書提出（記録可能性）を実施）	-	-	-	20	評価項目について、全てに有効な提案あり	-	-	-	20						
		工事現場の立ち入り防止施設		-	-	-	10	評価項目について、1つの項目に有効な提案あり	-	-	-	10						
		監視員・誘導員		-	-	-	0	上記以外	-	-	-	0						
	7. 環境・安全対策等、社会的要請に関する事項への適切性	騒音振動対策	共通仕様書等に記載された事項等における要求内容について、的確な管理の下で確実に履行されるよう、品質・安全・環境マネジメント※1に取り組みを評価。（※：①施工計画書の記述（文書化）②計画に基づく実施③自主検査（検証）④報告書提出（記録可能性）を実施）	-	-	-	20	評価項目について、全てに有効な提案あり	-	-	-	20						
		水質汚濁対策		-	-	-	10	評価項目について、1つの項目に有効な提案あり	-	-	-	10						
		粉塵対策		-	-	-	0	上記以外	-	-	-	0						
8. 過去5年度間及び今年度完成した同業種工事の施工実績	-	セメントにかかるCO <sub>2</sub> 排出削減率（※1）に取り組みを評価。	セメントにかかるCO <sub>2</sub> 排出削減率（※1）	-	-	-	1	CO <sub>2</sub> 排出量の規程が明確であり、CO <sub>2</sub> 排出量がデフォルト値以下	-	-	-	-	1					
			上記以外	-	-	-	0	上記以外	-	-	-	0						
			骨材及び生コンにかかるCO <sub>2</sub> 排出削減率（※1）	-	-	-	4	CO <sub>2</sub> 排出量の規程が明確であり、CO <sub>2</sub> 排出量がデフォルト値以下	-	-	-	4						
9. 企業が発注した同業種工事の工事実績平均点		-	CO <sub>2</sub> 削減率（※1）	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35					
10. 受注能力		-	企業が発注した同業種（※2）工事における、過去4年度間の工事受注実績（※3）を本年受注工事の割合（※4）を評価。ただし、本年度受注工事から管轄等維持補修に関する緊急対応工事は控除する。	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20					
11. 直近の企業が発注した工事の工事実績平均点		-	企業が発注した（※3）の過去6ヶ月以内の完成工事の成績平均点を評価。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
12. 機械・運搬具の保有残高（減価償却後の金額）		-	災害発生時などの緊急時における機動的な対応に必要となる、建設機械等の保有状況を評価。	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10					
配置予定技術者	13. 配置予定技術者の資格	-	配置予定技術者について、工程（※2）毎に指定資格取得の有無と取得後経過年数を評価。	-	-	-	5	5	5	5	5	5	5					
				-	-	-	10	10	10	10	10	10	10					
	14. 過去5年度間及び今年度完成の同業種工事の主任（監理）技術者又は現場代理人（有資格者）としての施工経験	-	CO <sub>2</sub> 削減率（※1）	CO <sub>2</sub> 削減率（※1）	-	-	-	10	10	10	10	10	10	10				
					-	-	-	0	0	0	0	0	0					
15. 過去5年間に係る継続教育（CPD）の取組状況	-	配置予定技術者の技術力の維持向上について、(一)国土建設技術士協会、(二)日本技術士会、(三)日本土木学会、(四)日本建築士協会、建設CPD運営協議会の協賛する継続教育の取組状況を評価。	-	-	-	10	10	10	10	10	10	10						
16. 若年技術者（35歳未満）・女性技術者の配置	-	配置予定技術者について、若年技術者（35歳未満）又は女性技術者の配置を評価。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
社会的・地理的条件	17. 地域精通度（営業拠点）	-	工事現場・内容に応じて、営業拠点の有無（県内・外、ブロック統括センター管内・外等）を評価。	県内に主たる営業所あり	県内に主たる営業所あり	県内に主たる営業所あり	県内に主たる営業所あり	県内に主たる営業所あり	県内に主たる営業所あり	県内に主たる営業所あり	県内に主たる営業所あり	県内に主たる営業所あり	県内に主たる営業所あり	県内に主たる営業所あり	40			
				県内に主たる営業所あり	県内に主たる営業所あり	県内に主たる営業所あり	県内に主たる営業所あり	県内に主たる営業所あり	県内に主たる営業所あり	県内に主たる営業所あり	県内に主たる営業所あり	県内に主たる営業所あり	県内に主たる営業所あり	県内に主たる営業所あり	県内に主たる営業所あり	県内に主たる営業所あり	20	
	18. 地域精通度（近隣の施工実績）		-	CO <sub>2</sub> 削減率（※1）	-	-	-	5	5	5	5	5	5	5				
	19. ISOマネジメントシステムの取組		-	ISO9001及びISO14001を取得	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5				
	20. 労働災害防止及び交通事故防止等への取組		労働災害防止への取組	定期的な協議会など労働災害防止対策に取り組んでいる	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15				
				労働災害防止への取組	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15				
				交通事故防止への取組	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15				
	21. 災害時の活動体制		3千万円以上の土木一式工事	企業間の災害協定の締結や、災害時における応急活動の体制が整っていること、また、香川県建設業BCP協会の取得状況を評価。	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20				
				上記以外の工事	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15			
	22. 従業員数		-	労働者数のうち、建設業に携わっている者の人数を評価。	40名以上	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10			
					30名以上40名未満	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9			
					20名以上30名未満	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8		
					15名以上20名未満	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7		
					11名以上15名未満	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6		
					8名以上11名未満	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		
					6名以上8名未満	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
4名以上6名未満					3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
3名	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2						
2名	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					
1名以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
23. 建設機械の台数		-	地域防災の観点から、災害時に使用される代表的な建設機械（ショベル形掘削機、ブルドーザー、トラックターボヘル等）の保有及びリース契約の台数を評価。	15台以上	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10				
				13台以上15台未満	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9			
				11台以上13台未満	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8			
				9台以上11台未満	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7			
				7台以上9台未満	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6			
5台以上7台未満	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5						
4台	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4					
3台	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3					
2台	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2					
1台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					
1台未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
24. 下請けの県内業者の活用		-	県内業者の育成や雇い入れの観点から、下請けの県内業者（※6）の活用を評価。	-	-	-	5	5	5	5	5	5	5					
25. 低入札に対する評価		-	総合評価方式による入札（※7）で低入札価格誘致基準価格を下回る価格で低入札した実績を評価。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
合計点		3千万円以上の土木一式工事（香川県建設業BCP認定取得評価を含む場合）		165	175	205	275	350		-	-	-	-	-				
上記以外の工事				160	170	200	270	350		-	-	-	-	-				
加算点				10	10	15	20	30		-	-	-	-	-				

・合計点を加算点に換算する。（少数位3位を四捨五入）  
 ・施工計画のうち、評価を行う項目において要求事項に一つでも提案が無い場合、当該項目の評価は「-5点」の評価とする。また、評価を行う項目数の半数以上が「-5点」の評価となった場合は、失格とする。（ただし、地球温暖化防止対策（CO<sub>2</sub>排出削減）については、この限りではない。）  
 ※1 地球温暖化防止対策（CO<sub>2</sub>排出削減）に関する詳細な評価基準等は、入札公告のとおりとする。  
 ※2 工種・同業種：建設業法29条種別による。  
 ※3 企業が発注した工事：当初契約日平成30年4月1日以降である企業が所管する建設工事。  
 ※4 工事成績評価点数の点数が1件の場合、71点を加算し2で除して得た点数を平均点として評価する。  
 ※5 受注能力は、「同業種の本年度受注工事」を「同業種の過去4年度間の工事受注年平均額」で除した数値とする。ただし、「同業種の過去4年度間の工事受注年平均額」が「基準受注額」を下回る場合は、受注能力は、「同業種の本年度受注工事」を「基準受注額」で除した数値とする。ここでいう「基準受注額」とは、「過去4年度間の同業種・ランク毎の1業者あたり年平均受注額」（入札参加資格者のランクが重複する場合、重複するランク全てで算定）を基に設定している。  
 ※6 下請けの県内業者とは、元請業者と直接契約のある、県内に主たる営業所を有する二次下請業者とする。  
 ※7 評価対象となる入札は、企業が発注した工事の入札とする。